



暮らし

国民健康保険からのお知らせ

①国民健康保険への届出をお忘れなく
左記のようなときは、14日以内に手続きをしてください

対職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除く全ての市民 ※各手続きにはマイナンバーと身分証明書の提示が必要
また、代理人が手続きする場合は委任状が必要

こんなとき	届け出に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
転入したとき	前年の収入が分かるもの
国保加入者が転出や転居したとき	国保の保険証
国保加入者が職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(世帯全員分)
国保加入者が進学などで転出するとき	国保の保険証、在学証明書(入学前は合格通知書または入学許可書)、在園証明書(施設入所者の場合)

※国保の資格は健康保険の喪失(脱退)日や転入日などから取得し、その月の分から保険税がかかります。手続きが遅れた場合、さかのぼって保険税の支払い義務が発生しますのでご注意ください

②国保税の支払いが困難になったら、早急に相談を

国保税の未納が積み重なり、納税相談にも応じないなどの世帯には、やむを得ず、財産の差し押さえや、保険証の返還を求めることがあります。国保税を支払えない事情ができたときは、早急に相談して

3月の自動車運転免許講習

講習区分	講習時間	3月			
優良講習	10:30~11:00	1日(月)	19日(金)		
		2日(火)	24日(水)		
		8日(月)	26日(金)		
		11日(木)	29日(月)		
		12日(金)	30日(火)		
	13:30~14:00	18日(木)	31日(水)		
		4日(木)	16日(火)		
		5日(金)	22日(月)		
		一般講習	10:30~11:30	4日(木)	15日(月)
				5日(金)	16日(火)
9日(火)	17日(水)				
13:30~14:30	10日(水)		22日(月)		
	1日(月)		25日(木)		
違反講習	13:30~15:30	2日(火)	19日(金)		
		3日(水)	23日(火)		
		8日(月)	24日(水)		
		10日(水)	26日(金)		
	13:00~15:00*	15日(月)	29日(月)		
		11日(木)	25日(木)		
初回講習	13:30~15:30	9日(火)	30日(火)		
		18日(木)			

所交通安全センター ※は苫小牧中野自動車学校
詳苫小牧警察署 TEL(35)0110
HP(<http://www.tomakomai-syo.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)

ください

- ①保険年金課 TEL(32)6418
- ②納税課 TEL(32)6274

この相談ください ※初診日が65歳以降での病气やけがでは障害基礎年金は受給できません
詳市保険年金課 TEL(32)6429
苫小牧年金事務所 TEL(56)9001

障害年金を「こ存じですか

障害年金は、病气やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。病气やけがで初めて医師の診療を受けたとき(初診日)に国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。なお、障害年金を受け取るには、障害の程度が一定の基準以上の状態にあることや年金保険料を一定の期間納付していることなどの受給要件があります。初診日が厚生年金加入期間中にある場合は年金事務所

確定申告書などは自分で作成してお早めに!

令和2年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の確定申告書の提出期限は4月15日(木)、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は4月15日(木)です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご自宅で申告書を作成し、郵送などにより税務署(旭町3-4-17)に提出してください。国税庁のHPから、所得・消費・贈与税の申告書を作成し、e-Tax(電子申告)また



広告